

記載例

【取消用】被扶養者等申告書（マイナンバー）

◆書類記入時の注意事項◆

- (注1) 消せるボールペンは使用しないでください。
- (注2) 二重線抹消や修正テープ等による訂正、記入漏れは不備となり、再度【取消用】被扶養者等申告書（マイナンバー）の提出を求めます。記入内容に誤りがあった場合は、必ず新しい【取消用】被扶養者等申告書（マイナンバー）に最初から書き直して提出をお願いします。

共済組合
使用欄

同意事項

被扶養者の個人番号の届け出にあたり、以下5項目に同意します。

- 記入した被扶養者の氏名及びマイナンバー（個人番号）について相違ありません。
- 【取消用】被扶養者等申告書と併せて本申告書を提出することを誓約します。
- マイナンバーによる地方税情報の照会に同意します。
- マイナンバーカード（写）やマイナンバー通知書（写）など添付不要な書類を送付した場合、特定個人情報の適切な管理の観点から、共済組合にて廃棄されることを承知します。
- 誤って下記「送付先」以外の住所に本申告書を送付した場合、廃棄され、再度提出することを承知します。

申告日						
令和	○	年	○	月	○	日

組合員番号(=社員番号8桁)								署名(組合員氏名)	
0	1	2	3	4	5	6	7	(フリガナ)	キョウサイ タロウ
								共済 太郎	

【取消用】被扶養者等申告書に記載

※ 被扶養者が3名以上の場合は、

記入がない場合、不備とし

【取消用】被扶養者等申告書に記載の被扶養者の氏名

(フリガナ) キョウサイ ハナコ

共済 花子

【取消用】被扶養者等申告書に記載の被扶養者のマイナンバー (お持ちのマイナンバーカードの裏面又は住民票に記載の12桁)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

海外在住で、住民票を日本国内においていないことから、マイナンバーが付番されていない、海外在住又は死亡のため失効している方は、マイナンバー記載欄は空欄とし、下記の当てはまる方にチェックしてください。

- 海外在住のためマイナンバーが付与されていません。
 海外在住又は死亡のためマイナンバーが失効しています。

チ
エ
ラ
ッ
カ
必
ず



【取消用】被扶養者等申告書と同時に提出



【取消用】被扶養者等申告書は提出済み
(年 月 日頃)

【取消用】被扶養者等申告書に記入の被扶養者の氏名、マイナンバーを記入してください。修正、記入漏れのある申告書はすべて不備となります。

海外在住で、住民票を日本国内においていないことから、マイナンバーが付番されていない、海外在住又は死亡のため失効している方は、マイナンバー記載欄は空欄とし、下記の当てはまる方にチェックしてください。

- 海外在住のためマイナンバーが付与されていません。
 海外在住又は死亡のためマイナンバーが失効しています。

チ
エ
ラ
ッ
カ
必
ず



【取消用】被扶養者等申告書と同時に提出



【取消用】被扶養者等申告書は提出済み
(年 月 日頃)

◆ご注意ください！◆

2023年9月29日より、国家公務員共済組合法施行規則の一部改正に伴い、被扶養者の認定取消申告にはマイナンバー（個人番号）の届出が必須となりました。

被扶養者の認定取消申告の際には、本書類を必ずご提出ください。

受
付
印

【送付先】

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当あて

※送付先注意！

上記以外の送付先に送ると再度、【取消用】被扶養者等申告書（マイナンバー）の提出を求めますのでお気を付けください。